

平成19年に所得が減って所得税が課されなくなった方への経過措置

申告期間
7月1日(火)
～
7月31日(木)

税源移譲は、地方がもつと充実した行政サービスを行うために、所得税を減額し、その分を市・道民税へ移譲する仕組みです。この税源移譲により、多くの方は所得税が減額され、市・道民税は増額しますが、2つの税を併せて考えた場合、基本的には納税者の負担は変わらないことになっていきます。

ところが、退職等により、平成19年中に所得が発生しない方については、税源移譲による所得税の減額が受けられず、市・道民税だけ増額となってしまう。このような場合に平成19年度の市・道民税を税源移譲前の水準に減額することができ、経過措置が設けられました。この経過措置の適用を受けるためには、申告が必要で。

●対象年度
平成19年度市・道民税のみ(平成20年度以降は対象になりません)

●対象者
次の(ア)と(イ)の条件を両方満たす方

- (ア)平成19年度市・道民税の課税所得金額(申告分離課税分を除く)が所得税の人的控除と市・道民税の人的控除の差(※)の合計額よりも多い
- (イ)平成20年度市・道民税の課税所得金額(申告分離課税分を含む)が所得税の人的控除と市・道民税の人的控除の差(※)の合計額以下

得税の人的控除と市・道民税の人的控除の差(※)の合計額以下

(※)所得税と市・道民税には、所得から差し引くことのできる人的控除(基礎控除・配偶者控除・扶養控除など)の金額に差があります。例えば、基礎控除の場合、所得税は38万円、市・道民税は33万円です。5万円の差があります。

(注)平成19年中に亡くなられた方や、海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住されていない方、寄付金控除などの人的控除以外の控除額が増加したり住宅借入金等特別控除などで所得税が課税されなくなつた方は、この措置は適用されません。

●計算方法
平成19年度の合計課税所得金額について、「税源移譲後の税率を適用し、調整控除を行った後の税額」から、「税源移譲前の税率を適用した税額」を差し引いた額を減額します。

●申告方法
7月1日(火)～31日(木)に、平成19年1月1日現在の住所である市町村へ「平成19年度分 市民税・道民税減額申告書」を提出ください。

国税務課市民税係

☎(24)2111 内線333・238番

旧道都大学施設の利活用について、皆さんの情報をお待ちしています



旧道都大学施設は、平成19年度末に市に譲渡されました。市では現在、まちの活性化につながるような施設の有効活用を目指し、企業誘致等を進めています。市民の皆さんからも情報等の提供をいただき、今後の施設再利用の参考にさせていただきます。

◎施設の概要

施設名 旧道都大学紋別キャンパス所在地 落石町7丁目

建物 校舎、体育館、寄宿舎など計13棟 2万355・18㎡
土地 学校用地 33万5千407㎡
その他 土地・建物は、無償で提供するを基本とします。

※施設配置図、施設写真、施設パンフレットは庶務課庶務係又は市ホームページでご覧になれます。

◎情報・意見等の連絡方法

郵便、FAX、メールにてお願いします。

送付先 〒0948707

紋別市幸町2丁目1番18号

紋別市 総務部庶務課庶務係

☎(24)2111 内線207・41番

FAX(24)6925

メールアドレス

syomu@city.mombetsu.lg.jp

◎情報・意見等の内容
当施設は、4年制大学の施設として多くの若人を育み、多方面での人材育成に寄与してきました。市としては当施設の有効な利活用を願い、次の基本的条件に合う情報や各企業の利用案などをお待ちしています。

- ・就労拡大・雇用の拡大と産業の育成が図られるもの
- ・若者の雇用創出・新規卒業者やUターン就職などの受入れになり、若者の雇用が創出されるもの
- ・定住促進・定住促進に寄与するもの